

◇ 研究ノート ◇

## 大審院 (民事) 判決の基礎的研究・19

——判決原本の分析と検討 (大正12年6月分)——

木 村 和 成\*

### 目 次

- 1 大正12年6月分大審院民事判決原本の内容
- 2 大正12年6月分大審院民事判決原本の分析

### 1 大正12年6月分大審院民事判決原本の内容

原本(4冊)には、110件の判決原本が収められている(なお、表中の「No」は原本に付された整理番号。事件記録符号(オ)はすべて省略。)

分	NO	日付	事件番号	主文	部	受命判事	事 件 名	原 審	掲 載 誌
1	1	6・1	大12-220	棄却	1	前田直之助	詐害行為取消	大阪控判 大11・12・28	
1	2	6・1	大12-322	棄却	1	尾古初一郎	損害要償及 内金返還	大阪控判 大11・11・18	
1	3	6・1	大12-334	棄却	1	尾古初一郎	債権弁済	大阪控判 大12・3・17	
1	4	6・1	大12-385	棄却	1	山香二郎吉	売買代金	広島控判 大12・2・17	民集 2-417 新聞 2153-22 彙報 34下303 評論 12民483
1	5	6・2	大11-336	棄却	民 連	菰渕清雄	境界確認及 杉木引渡	長崎控判 大11・3・10	民集 2-345 新聞 2161-5 彙報 35上11 評論 12訴192

\* きむら・かずなり 立命館大学法学部教授

1	6	6・2	大11-819	棄却	民連	成道齋次郎	配当要求ニ 關スル異議	大阪控判 大11・7・10	民集 2-352 新聞 2155-5 彙報 34下135 評論 12訴188
1	7	6・2	大11-1085	破毀 差戻	3	長谷川菊太郎	損害賠償	宮城控判 大11・10・7	民集 2-361
1	8	6・2	大12-51	破毀 差戻	3	三淵忠彦	為替手形金	大阪控判 大11・12・22	
1	9	6・2	大12-360	棄却	3	菰瀨清雄	売掛代金	大阪控判 大12・3・13	
1	10	6・4	大12-32	棄却	2	大倉鈕藏	貸金	長崎控判 大11・10・30	
1	11	6・4	大12-74	破毀 差戻	2	東龜五郎	証書返還	旭川地判 大11・11・28	※欠席判決原本
1	12	6・5	大12-73	棄却	1	山香二郎吉	損害賠償請 求証書訴訟	広島控判 大11・11・2	
1	13	6・5	大12-133	棄却	1	山香二郎吉	損害賠償	仙台地判 大11・11・16	
1	14	6・5	大12-247	棄却	1	榊原幾久若	証書返還	大分地判 大11・12・6	
1	15	6・5	大12-331	棄却	1	榊原幾久若	貸金	水戸地判 大12・2・1	
1	16	6・5	大12-382	棄却	1	尾古初一郎	貸金	宮城控判 大12・3・17	
1	17	6・6	大11-1040	棄却	3	菰瀨清雄	貸金	長崎地判 大11・10・2	新聞 2148-19 彙報 34下71
1	18	6・6	大11-1127	棄却	3	三淵忠彦	損害賠償	宮城控判 大11・9・12	民集 2-377 新聞 2161-20 彙報 34下229 評論 12訴217

1	19	6・6	大12-219	破毀 差戻	3	三淵忠彦	為替手形金 請求為替訴訟	東京控判 大12・2・26	
1	20	6・6	大12-288	棄却	3	菰淵清雄	約束手形金	宮城控判 大12・1・20	
1	21	6・6	大12-300	棄却	3	菰淵清雄	遺産相続確 認	宮城控判 大12・2・6	民集 2-372 新聞 2154-22 彙報 34下295 評論 12民481
1	22	6・7	大12-29	破毀 差戻 <sup>1)</sup>	2	岩本勇次郎	不当利得金	東京控判 大11・11・30 評論 11民1282	民集 2-383 新聞 2153-21 彙報 34下298 評論 12民419
1	23	6・7	大12-179	棄却	2	東龜五郎	損害賠償	広島控判 大11・12・12	
1	24	6・7	大12-185	棄却	2	東龜五郎	損害賠償	広島控判 大11・12・12	民集 2-386 新聞 2152-21 評論 12民554
1	25	6・7	大12-236	棄却	2	大倉鈕藏	強制執行異 議	広島控判 大11・12・21	
1	26	6・8	大12-46	破毀 差戻	1	尾古初一郎	預ケ金	山口地判 大11・10・30	
1	27	6・8	大12-352	棄却	1	前田直之助	売掛代金	広島控判 大11・12・26	
1	28	6・8	大12-364	棄却	1	前田直之助	土地所有権 取得登記抹 消	東京控判 大12・2・6 新聞 2153-19	※大(一民)判大 11・5・5新聞 2013-20の差戻 上告審 <sup>2)</sup>

1) 差戻控訴審：東京控判大 13・2・20 新聞 2235-18

2) 木村和成「大審院（民事）判決の基礎的研究・8——判決原本の分析と検討（大正11年 5 月分）」立命館法学349号（平25）457頁（[1-13]）参照。受命判事は同じく前田直之助である。

2	29	6・8	大12-367	棄却	1	榊原幾久若	損害賠償	大阪控判 大12・2・6	
2	30	6・9	大11-983	棄却	3	成道齋次郎	為替手形金	東京控判 大11・10・7 新聞 2071-14 <sup>3)</sup>	評論 12商251
2	31	6・9	大11-986	棄却	3	成道齋次郎	為替手形金	東京控判 大11・10・7	
2	32	6・9	大11-1097	破毀 差戻	3	長谷川菊太郎	金銭及証書 引渡	名古屋控判 大11・10・5	
2	33	6・9	大12-30	棄却	3	(不明)	土地碼頭地 券名義變更 登記手續履 行並建物引 渡及果実交 付	長崎控判 大11・10・21 新聞 2066-22 <sup>4)</sup>	民集 2-392 新聞 2162-22 評論 12諸248
2	34	6・9	大12-171	棄却	3	三淵忠彦	損害賠償	神戸地判 大11・12・12	
2	35	6・9	大12-294	棄却	3	成道齋次郎	貸金	大阪控判 大12・2・3	
2	36	6・9	大12-321	棄却	3	長谷川菊太郎	貸金	名古屋控判 大12・2・5	
2	37	6・11	大12-1081	破毀 差戻	2	岩本勇次郎	損害賠償	札幌地判 大11・11・2	
2	38	6・11	大12-188	破毀 差戻	2	大倉鈕藏	所有權取得 登記抹消	宮城控判 大12・1・11	
2	39	6・11	大12-218	棄却	2	大倉鈕藏	貸金	釧路地判 大11・12・7	
2	40	6・11	大12-251	棄却	2	東龜五郎	貸金	大阪控判 大12・1・29	民集 2-396 新聞 2160-21 彙報 35上20 評論 12民478

3) 一審：新潟地判大 11・2・25 新聞 1993-19 = 評論 11商106

4) 一審：上海帝國總領事代理中間判大 11・2・14

2	41	6・11	大12-362	棄却	2	東龜五郎	売掛代金	大阪控判 大12・2・9	
2	42	6・11	大12-374	棄却	2	岩本勇次郎	損害賠償	広島控判 大12・2・28	
2	43	6・11	大12-380	棄却	2	(不明)	鉾山試掘権 譲渡代金	山形地判 大12・3・15	新聞 2154-22
2	44	6・12	大12-181	棄却	1	山香二郎吉	仮処分命令 取消	東京控判 大11・11・17	
2	45	6・12	大12-211	破毀 差戻	1	榑原幾久若	損害賠償	神戸地判 大12・1・15	
2	46	6・12	大12-412	棄却	1	前田直之助	損害賠償	大阪控判 大12・2・28	
2	47	6・13	大12-18	破毀 差戻	3	成道齋次郎	手形	名古屋控判 大11・11・22	民集 2-401 評論 13商29
2	48	6・13	大12-93	棄却	3	長谷川菊太郎	劇場使用料	広島控判 大11・11・11	
2	49	6・13	大12-231	棄却	3	三淵忠彦	土地境界確 認	熊本地判 大11・12・15	
2	50	6・13	大12-396	棄却	3	菰渕清雄	工場売買残 代金	名古屋控判 大12・2・14	
2	51	6・13	大12-402	棄却	3	岩田一郎	代金減額	山形地判 大12・3・21	
2	52	6・14	大12-35	破毀 差戻	2	東龜五郎	養子縁組無 効	名古屋控判 大11・11・25	
2	53	6・14	大12-116	破毀 差戻	2	大倉鈕藏	約束手形金	東京控判 大11・12・16 評論 12商11	※差戻控訴審： 東京控判大 12・11・26 新聞 2214-15
2	54	6・14	大12-263	棄却	2	東龜五郎	手付金償還	名古屋控判 大12・2・15	
2	55	6・14	大12-350	棄却	2	鬼澤藏之助	損害賠償	東京控判 大11・12・13	

2	56	6・14	大12-386	棄却	2	岩本勇次郎	請負代金	東京控判 大12・3・23 新聞 2165-22	
2	57	6・15	大12-376	棄却	1	前田直之助	地所明渡	東京控判 大12・3・16 新聞 2167-21 評論 13民62	※一審：東京地 判大11・2・4 新聞 2029-21
3	1	6・16	大12-147	棄却	3	三淵忠彦	漁業権名義 移転手続	札幌控判 大11・12・2	
3	2	6・16	大12-303	棄却	3	三淵忠彦	約束手形金	大阪控判 大12・1・22	
3	3	6・16	大12-414	棄却	3	成道齋次郎	積立金返還	青森地判 大12・3・17	
3	4	6・18	大12-131	棄却	2	東龜五郎	有価証券売 渡代金	東京控判 大11・12・21	
3	5	6・18	大12-260	棄却	2	大倉鈕藏	仮処分取消	宮城控判 大12・2・22	
3	6	6・18	大12-272	棄却	2	大倉鈕藏	離婚並慰藉 料	長崎控判 大11・12・27	
3	7	6・18	大12-383	棄却	2	東龜五郎	売買代金	名古屋控判 大12・3・17	
3	8	6・18	大12-389	棄却	2	岩本勇次郎	貸金並立替 金	長崎控判 大12・2・23	
3	9	6・19	大11-1038	棄却	1	尾古初一郎	報酬金	東京控判 大11・9・23	
3	10	6・19	大12-253	棄却	1	山香二郎吉	米代金及運 賃金残額	長野地判 大11・12・19	
3	11	6・19	大12-346	棄却	1	尾古初一郎	養子離縁並 離婚	名古屋控判 大12・2・12	
3	12	6・19	大12-424	棄却	1	前田直之助	私生子認知	長崎控判 大12・3・9	

3	13	6・20	大11-913	破毀 差戻	3	三淵忠彦	損害賠償	東京控判 大11・7・1	
3	14	6・20	大12-333	棄却	3	岩田一郎	家屋明渡	東京控判 大12・3・23	
3	15	6・20	大12-432	棄却	3	菰渕清雄	保険金	東京地判 大12・3・3 新聞 2124-16 評論 12商77	
3	16	6・20	大11-1007	破毀 差戻	3	長谷川菊太郎	土地建物所有 権移転登 記手続	広島控判 大11・9・16	民集 2-422 新聞 2161-22 彙報 34下237 評論 12民518
3	17	6・21	大12-281	破毀 差戻	2	岩本勇次郎	損害金	福島地判 大12・1・26	
3	18	6・21	大12-326	棄却	2	鬼澤藏之助	手付金及内 入金返還	大阪控判 大12・2・28	
3	19	6・21	大12-404	棄却	2	大倉鈕藏	貸金	仙台地判 大12・3・21	
3	20	6・22	大12-301	棄却	1	山香二郎吉	売掛代金	東京控判 大12・2・26	
3	21	6・22	大12-460	棄却	1	榑原幾久若	土地建物所有 権移転登 記手続	宮城控判 大12・4・10	
3	22	6・23	大12-84	棄却	3	菰渕清雄	杉材引渡	千葉地判 大11・12・9	
3	23	6・23	大12-285	棄却	3	長谷川菊太郎	強制執行異 議及所有権 確認	長崎控判 大12・1・30	
3	24	6・23	大12-129	破毀 差戻	3	長谷川菊太郎	抵当権設定 登記抹消手 続及競売取 下手続	盛岡地判 大11・9・26	

3	25	6・23	大12-258	棄却	3	成道齋次郎	不動産所有 権移転登記 手続	広島控判 大11・12・27	
3	26	6・23	大12-339	棄却	3	三淵忠彦	強制執行異 議	大阪控判 大12・2・13	
3	27	6・23	大12-357	棄却	3	長谷川菊太郎	土地明渡	名古屋控判 大12・3・10	
3	28	6・25	大12-284	棄却	2	大倉鈕藏	石炭代金	福岡地判 大12・2・3	
4	29	6・26	大12-287	棄却	2	東龜五郎	占有回収	秋田地判 大12・1・18	
4	30	6・26	大12-130	破毀 差戻	1	尾古初一郎	所有権移転 登記手続	山形地判 大11・11・30	
4	31	6・26	大12-223	破毀 差戻	1	榑原幾久若	法定推定家 督相続人廢 除	宮城控判 大11・9・23	
4	32	6・26	大12-373	棄却	1	山香二郎吉	損害賠償	大阪控判 大12・3・30	
4	33	6・26	大12-415	棄却	1	榑原幾久若	強制執行異 議	大阪控判 大12・3・20	
4	34	6・26	大12-445	棄却	1	山香二郎吉	土地明渡	名古屋控判 大12・4・17	
4	35	6・26	大12-457	棄却	1	山香二郎吉	離縁	大阪控判 大12・3・29	
4	36	6・27	大12-315	破毀 差戻	3	三淵忠彦	貸金	千葉地判 大12・2・22	
4	37	6・27	大12-372	棄却	3	菰瀧清雄	不動産所有 権確認並売 買登記抹消 手続	大阪控判 大12・3・7	

4	38	6・27	大12-444	棄却	3	菰淵清雄	土地売買所有権移転登記手続並損害金	東京控判 大12・2・26	
4	39	6・27	大11-597	破毀 差戻	3	長谷川菊太郎	損害賠償	函館地判 大11・6・12 新聞 2021-20 評論 11民714	
4	40	6・28	大12-329	棄却	2	岩本勇次郎	立木伐採搬出禁止	宮城控判 大12・2・13	
4	41	6・28	大12-425	棄却	2	岩本勇次郎	債権転付金	東京控判 大12・3・27 新聞 2167-15 評論 13訴141	
4	42	6・28	大12-434	棄却	2	鬼澤藏之助	魚代金残額	名古屋控判 大12・3・21	
4	43	6・28	大11-521	破毀 差戻	2	岩本勇次郎	法律関係不存在確認	東京控判 大11・4・29 新聞 2005-17→ 2006-17 評論 11民145	新聞 2153-4 ※一審：東京地 判大10・10・19 新聞 1901-15= 評論 10訴452
4	44	6・28	大12-746	破毀 差戻	2	鬼澤藏之助	株主総会決議無効確認	大阪控判 大11・6・29	民集 2-426 新聞 2157-5 彙報 34下107 評論 12商275
4	45	6・29	大12-403	棄却	1	榑原幾久若	土地代金	名古屋控判 大12・3・10	
4	46	6・29	大12-298	棄却	1	尾古初一郎	為替手形金	東京控判 大12・3・20	民集 2-527 評論 13商93
4	47	6・29	大12-466	棄却	1	尾古初一郎	売掛代金並 二貸金	仙台地判 大12・4・4	
4	48	6・29	大12-472	棄却	1	前田直之助	電話使用名 義変更	大阪控判 大12・4・13	

4	49	6・29	大11-952	破毀 差戻	1	榑原幾久若	家督相続回 復	東京控判 大10・4・6	
4	50	6・30	大12-195	破毀 差戻	3	岩田一郎	為替手形金	大阪控判 大11・12・22	民集 2-432 新聞 2162-20 評論 12商278
4	51	6・30	大12-378	棄却	3	岩田一郎	売掛代金	水戸地判 大11・11・30	
4	52	6・30	大12-456	棄却	3	菰渕清雄	小作金及小 作料	前橋地判 大12・3・21	
4	53	6・30	大12-465	棄却	3	長谷川菊太郎	慰藉料	岐阜地判 大12・4・16	

※注——「掲載誌」の「新聞」は法律新聞、「彙報」は判例彙報、「評論」は法律評論を指す。

110判決中、破毀25件、棄却85件となっている。

## 2 大正12年6月分大審院民事判決原本の分析

### 2-1. 民集登載基準の検討

#### 2-1-1. 民集登載判決の分析

全110判決のうち15件が民集に登載されている。このうち13件—— [1-4] (民集判示事項：多数当事者間ニ於ケル契約解除ノ意思表示ノ方法ト其ノ効力)・[1-7] (同：行政行為ニ非サル公共組合ノ行為)・[1-18] (同：運送人又ハ運送取扱人ノ保管義務)・[1-21] (同：裁判所ノ許可ヲ得シテ為シタル廃家ノ効力)・[1-22] (同：契約ノ一部取消)・[1-24] (同：民法第七百十五條ニ所謂被用者ノ意義)・[2-33] (同：明治三十七年律令第三号ニ所謂調停ノ意義)・[2-40] (同：民法第二百五條ノ意義)・[2-47] (同：手形ノ書換ト更改)<sup>5)</sup>・[3-16] (同：行政区画ノ変更ニ伴フ住所ノ表示ノ変更ト其ノ登記)<sup>6)</sup>・[4-44] (同：株主ノ責任加重ト株式会社ノ合併決議トノ関係)・[4-46] (同：手形ノ支払場所ノ記載方法)<sup>7)</sup>・[4-50] (同：代理人ニ依ル手形ノ引受ト

5) 原本には「不掲載」の朱印が押されている。なお、判決理由中で先例の援用があるが、これは判決要旨で示されている点についての先例ではない。

6) 本判決には、「不掲載」の押印がなされた後、「登載」の朱印が押し直されている。

7) 同前。

民法第百十条トノ関係)——は、いずれも判決理由で示された点につき大審院の先例がないものであり、そのため民集に登載されることになったものと推測される。

このほか、民事連合部判決である [1-5] (同：経界確定ノ訴ノ性質)・[1-6] (同：執行力アル正本ニ因ラサル債権者ノ配当要求) は、いずれも判例変更を伴うものであり、民集登載は当然のことである。

## 2-1-2. 民集不登載判決の分析

### 2-1-2-1. 原本に「登載」とされているにもかかわらず登載されていないもの

[1-17] (法律新聞表題：組合ノ清算ト消費貸借)・[2-30] (法律評論掲載) の 2 件には「登載」の朱印が押されているものの、民集に登載されていない。[2-37] (未公刊)・[4-43] (法律新聞表題：東京瓦斯対東京市間の報償契約と上告判決) の 2 件では、「登載」の押印が取り消され、改めて「不掲載」の朱印が押されている。

[1-17] は、A と B の 2 人が貸座敷業を営む目的で組合契約を締結したが、A の同意の上で B が上記組合より脱退し、引き続き A が単独で貸座敷業を営むこととなったため、組合財産の清算に代わって、A が B に対し先に B が組合の出資金として拠出した額と同額の金員を引き渡すこととし、これを目的として当事者間に同額の消費貸借を成立させたことにつき、法律上何ら支障を生ずるものではないとしたものである。

[2-30] は、① 支払人の氏名は為替手形に記載すべき法定の要件であり、手形が法定の要件を具備しているかどうかはまず手形自体からこれを決すべきものであるから、手形以外に存する事実に基づいてその要件の欠缺を解釈補充することはできないこと、② 振出人が手形振出の際これに支払人の氏名を記載したか、又は白地手形を振り出した場合にその手形の交付を受け白地補充権を得た者がこれに支払人の氏名を補充したときでなければ、為替手形における支払人の記載があったとはいえないこと、③ 商法468条2項 (条文は当時のもの。以下、同じ。) は、支払人の略式引受に関する規定にほかならず、同条を引用して、手形に支払人として記載された者も手形に署名した以上は手形に記載された支払人の引受と同一の効力を生ずると論ずることはできないこと、を示している。

以上の [1-17]・[2-30] いずれについても同趣旨の先例は確認できず、結果的に民集登載が見送られた理由は定かではない。

[4-43] は、東京市と東京瓦斯との間で報償契約の有効性が争われたものである<sup>8)</sup>。

---

8) 岸同門会編『故弁護士法学博士岸清一訴訟記録集 民事篇 第三輯』(昭11, 巖松堂書)

原審がこの報償契約の性質を契約書の内容のみで決定（公法上の法律関係とみることでできる条項もあれば、私法上の法律関係とみることでできる条項もある）したことに対し、大審院は、その性質決定に当たっては、契約書に定められた条項のみならず「当事者ノ意思ヲ其ノ行為当時ノ諸般ノ事情ニ依リテ探求スルコトヲ要ス」とし、原判決を破毀して原審に差し戻した<sup>9)</sup>。大審院の示した準則自体は目新しいものではないが、社会的にも耳目を集めた事案でもあることから<sup>10)</sup>、当初は民集への登載が検討されたのかもしれない。

[2-37] は未公開判決であるため、まず大審院の判断に関する部分を紹介しておこう。

[2-37] 「仍テ案スルニ差押ノ目的物ニ付所有権ヲ主張スル第三者アルトキハ差押債権者ハ其ノ主張事実ノ真否ヲ調査スヘキモノナルニ其ノ調査ヲ為サスシテ差押手續ヲ遂行シ以テ第三者ノ権利ヲ侵害シタルトキハ過失ノ責ニ任スヘキモノトス（大正三年（オ）第三百十四号大正四年三月二十五日第二民事部判決参照）然ルニ原裁判所ハ被上告人（被控訴人、被告）等カ訴外A 1 ニ対スル各自ノ債務名義ニ因リ被上告人Y 1 ハ大正九年十二月二日執達吏B 2 被上告人Y 2 ハ同月七日執達吏C 2 被上告人Y 3 ハ大正十年八月二十二日執達吏B 2 委任シテ本件ノ物件ニ対シ照査差押ヲ為シ之ヲ競売ニ付シタル事実本件ノ物件カ上告人（控訴人、原告）ノ所有ニ属スル事実及右差押ノ際執達吏カ被上告人Y 4 又ハY 1 ト差押ノ現場ニ同道シタルニA 1 ノ妻A 2 ヨリ本件物件ハ上告人ノ所有ニ属スル理由ヲ以テ一応差押ヲ拒絶セラレ又競売ノ前日上告人ヨリ被上告人ニ対シ本件物件カ上告人ノ所有物ナルニヨリ其ノ差押ノ解除ヲ為スヘキ旨催告シタル事実ヲ認定シナカラ強制執行実施ニ際シ執達吏ハ債務者占有中ノ物ハ債務者ノ所有物ト推定シ之カ差押ヲ為シ得ルコトハ法ノ許

---

ㄨ店)にこの事件の訴訟記録が収められている。なお、ガス報償契約とそれをめぐる当時の社会背景等については、小石川裕介「近代日本の公益事業規制 市町村ガス報償契約の法史的考察」法制史研究59号（平22）113頁以下、特に東京市と東京瓦斯の訴訟については131頁以下に詳しい。

9) その後、差戻控訴審での審理が始まったが、訴訟は取り下げられた。その経緯については、小石川・前掲注(8)132～133頁参照。

10) 例えば、大審院での判決言渡しの日（6月29日）には、早くも「上告破棄さる けふ大審院の判決 東京瓦斯の上告事件」（東京朝日新聞夕刊2面）との見出しで、判決の骨子が報道されている。同月15日には、「既に審理も終了して十四日判決言渡しがある筈であった処本件の確定はその影響する範囲極めて広く世間でも注目を払つるだけに大審院は午後引続き慎重会議を進めて居る」（同新聞夕刊2面）との報道もなされている。

容スルトコロナルニヨリ被告等カ該差押解除ノ手續ヲ執ラサリシハ正当ナリト謂フヘク他ニ被告等カ本件物件カ被告ノ所有物ナルコトヲ知りナカラ故意ニ又ハ之ヲ知り得ヘキ状態ニアリシニ拘ラス不注意ノ為該差押解除ヲ為サリシコトヲ認ムヘキ証拠ナキヲ以テ本件物件カ競売セラルルニ至リタルハ被告等ノ不法行為ニ基因スルモノナリトノ原告ノ主張ハ之ヲ採用シ難シト判示シテ被告ノ請求ヲ排斥シタルハ違法ニシテ原判決ハ全部破毀ヲ免レサルモノトス」(上告論旨第一点に対する判断)

判決理由中にも援用されている先例(下線部)があるため、民集不登載となったものと考えてよいだろう。

### 2-1-2-2. 破毀判決

民集不登載判決の中には、既に紹介した [2-37]・[4-43] を除く17件の破毀判決があり、いずれも未公判判決である。

このうち、二審判決が公判されているのが、[2-53]・[4-39] の2件である。まずはこれらの判決から紹介しておこう。

[2-53] 「因テ按スルニ大正十一年八月十九日付第一審口頭弁論調書ニハ『原告ハ訴状記載ノ通り請求原因タル事実関係ヲ演述シ本件額面五千元ノ手形ニヨリ被告ニ金三千七百円丈交付シタルニヨリ本訴ニ於テ三千七百円ヲ請求スル次第ナリト陳述シタリ』ト記載シアリテ被告ノ陳述ハ自己ノ利益ノ為ニ主張シタル事実ニ過キシテ被告ノ利益ノ為ニ主張シタル事実ヲ被告ニ於テ真実ナリトスル觀念ヲ表示シタルモノニ非サレハ之ヲ以テ自白ト称スヘキモノニ非ス(大正四年四月七日第三民事部判決参照)然ルニ原院カ右ノ陳述ヲ以テ被告ノ自白ナリト為シ被告ノ原院ニ於テ悪意又ハ重大ナル過失ナク且善意ニ訴外齊藤茂登ノ裏書ニヨリ本件手形ヲ所有シ金三千七百円ヲ右茂登ニ交付シタルモノナル旨其ノ主張ヲ更正シタルニ對シ原院カ該主張ハ第一審ニ於ケル自白ノ趣旨ト抵触シ而モ右自白カ錯誤ニ出タリト認ムヘキ証憑ノ見ルヘキモノナキヲ以テ原院ニ於ケル被告ノ右主張ヲ採用セサル旨ヲ判示シ金三千七百円及其ノ損害金以外ノ請求ヲ棄却シタルハ自白ノ法則ヲ不当ニ適用シ理由不備ノ不法アル判決ニシテ破毀スヘキモノトス」(上告理由第二点に対する判断)

[4-39] (二審判決の法律新聞表題：民一七七条ト所謂第三者ノ範圍) 「按スルニ原告(被控訴人)ハ原審ニ於テ本訴ノ原因事実トシテ訴外大友ハルニ於テ北海道庁ヨリ貸付ノ許可ヲ受ケタル山林ノ無償与ヲ得タトキハ同人ヨリ其ノ所有權ヲ

上告人ニ移転スヘキ契約ヲ為シタルトコロ明治四十三年十月二日二道庁ヨリハルニ  
 対シ山林ノ無償付与アリタルニヨリ上告人ハ約旨ニ從ヒ所有権移転ノ義務ヲ履行ス  
 ヘキコトヲハルニ請求シ居タルトコロハルハ窃カニ被告（控訴人）ト相謀リ山  
 林ヲ同人ニ譲渡シ明治四十五年二月一日其ノ旨ノ登記ヲ経タリ而シテ被告ハハ  
 ルノ女婿ニシテ之ト同居セルノミナラス甲第一号証契約書ノ作成ニモ干与シタル  
 關係上上告人トハル間ニ為サレタル前示契約ヲ熟知セルニ拘ラス故意ニハルニ対シ  
 上告人ノ有スル右契約上ノ権利ヲ侵害シ因テ損害ヲ被ムラシメタル旨ヲ陳述シタル  
 コト原審事實摘示並記録ニ徴シ明白ナリ然ルニ右陳述ノ趣旨タル被告人ニ於テ予テ  
 上告人カハルニ対シ契約ニ因リ山林ノ所有権ヲ移転セシムヘキ債権ヲ有スルコトヲ  
 知りナカラ悪意ヲ以テハルヨリ山林ヲ買受ケ其ノ登記ヲ了シ上告人ヲシテ右債権  
 ニ対応スルコトヲ得サラシメ因テ其ノ債権ヲ侵害シタリトノ事實ヲ主張スルニ在リヤ  
 將被告人ハハルト共謀シテ故意ニ同人カ上告人ニ対シ負担スル契約上ノ義務ノ履  
 行ヲ不能ナラシムル目的ヲ以テ兩名間ニ売買ヲ為シ以テ上告人ノ債権ヲ侵害シタル  
 事實即チ共同不法行為ヲ主張スルニ在リヤ明確ナラスト云フヘシ果シテ然ラハ原裁  
 判所ハ右不明ノ陳述ニ付上告人ニ釈明ヲ求め之ヲ明白ナラシメタル上判断ヲ為スヘ  
 キニ拘ラス事茲ニ出テス漫然上告人ニ於テ右前段記載ノ事實ヲ主張スルモノト解シ  
 其ノ主張ハ法律上理由ナシトシ同人ノ請求ヲ棄却シタルハ不当タルヲ免レス左レハ  
 本論旨ハ結局理由アリ原判決ハ破毀スヘキモノトス」(上告論旨第七点に対する判断)

[2-53] には先例（下線部）があるため、民集登載が見送られたものと考えられ  
 る。

[4-39] は、原判決が、被控訴人（上告人）が債権侵害を主張しているのか、そ  
 れとも共同不法行為を主張しているのかを明らかにしないまま、債権侵害を主張す  
 るものと断じてその請求を棄却した点を論難するものだが、これは公表すべき価値  
 のある判断ではないといえよう。

残りの15件は、いずれも未公判判決である（このうち [1-11] は欠席判決のため  
 省略）。

[1-8] 「依テ案スルニ原審ハ本件手形ノ上告銀行取締役Aノ引受ハBカ其ノ代理  
 権限ヲ超越シテ為シタルモノナルトコロ其ノ後上告銀行代理人Bハ同シク其ノ権限  
 ヲ超越シテ右引受行為ヲ追認シ然カモ被告上告人ハ右Bカ追認ヲ為スノ権限アリト信  
 スルニ付正当ノ理由ヲ有シタルモノナリト判断シテ被告上告人ノ請求ヲ認容シタルモ  
 ノナルコト原判文ニ依リテ明ナリトス然レトモ原審ニ於テ被告上告人カ右追認ノ事實

ヲ主張セサリシコトハ本件記録ニ徴シテ明ナルトコロナレハ結局原審ハ当事者ノ主張セサル事実ヲ認定シ此ノ事実ニ基キ本件被上告人ノ請求ヲ認容シタルコトニ帰着シ違法タルヲ免レス」(上告論旨第三点に対する判断)

[1-19] 「依テ案スルニ上告人ハ原審ニ於テ本件手形ヲ上告人ヨリAニ白地裏書ニ依リテ譲渡シタルハBノ活字及印刷機械ヲ買受タル資金ト為サシムル為ナリシトコロAハ活字ヲ買受クルコトヲ止メタルニヨリ同人ハ該手形ヲ上告人ニ返還スヘキモノナルニ拘ラス之ヲCニ交付シタルモノニシテCハ右事実ヲ知悉シテ之ヲ取得シタルモノナリ而シテ被上告人ハ拒絶証書作成期間経過後ニ至リテ本件手形上ノ権利ヲCヨリ取得シタルモノナルヲ以テ上告人ハCニ対抗シ得ヘキ事由ヲ以テ被上告人ニ対抗スル旨主張シタルコトハ原判決事実摘示並原審口頭弁論調書ノ記載ニ徴シ明白ナリトス然レハ原審ハ須ク右事実ノ有無ヲ判断セサルヘカラサルニ拘ラス何等之カ判断ヲ為サス尤モ原判決ニハ『以上ノ乙号証ニヨリ云々Cハ勿論被控訴人モ悪意ノ取得者ナリトノ事実云々ヲ是認スルニ足リ難ク』ト判示シアリト雖所謂Cハ勿論被控訴人モ悪意ノ取得者ナリトハ如何ナル意義ナルカ不明ニシテ殆ト之ヲ解スルニ由ナシ畢竟原判決ハ争点遺脱ノ違法アルカ若ハ理由不備ノ違法アルヲ免レス」(同第五点に対する判断)

[1-26] 「上告人カ本訴請求ヲ拒ム理由ノ陳述トシテ原判決ニ掲ケタル所ハ其ノ全体ヨリ観察スルトキハ其ノ趣旨被上告人ハ他日Aノ相続人ノ承諾ヲ得テAノ持分ヲ譲受ケ組合ニ加入スヘク若シ其ノ承諾ヲ得サルトキハ新ニ加入スヘキコトヲ約シ本訴請求金六百元ハ此ノ契約ノ下ニ負担スヘキコトヲ約シタル出資金ニ充ツル為予メ其ノ交付ヲ受ケタルモノニテ単純ナル預リ金ニ非サルコトヲ言ハント欲スルニ在ルモノノ如シ從テ右陳述中ニ大正九年六月二十八日組合ニ加入シ組合員ト為レトアルハ右ノ如キ契約当事者間ニ成立シテ被上告人ノ組合員トナルヘキハ確實ノ事実ナルヲ以テテスク既然ノ事実ナルカ如ク言做シタルモノトモ解セラレ之ヲ同日ニ於テ既ニ確定的ニ組合員タルノ資格ヲ取得シタリト云フノ意義ニ解スルハ陳述ノ全体ト調和セテ語辭ニ拘泥シタルノ嫌ナキ能ハサレハ須ク其ノ意義ヲ釈明シテ真意ノ存スル所ヲ確定スヘキニ原裁判所カ事茲ニ出テスシテ既然ノ事実ヲ言現ハシタルモノト速断シ其ノ結果本訴請求金六百元ノ授受ノ日タル大正九年六月三十日ニ在テハ被上告人ハ未タ組合員タル資格ヲ取得セス出資ニ付何等其責ヲ負フヘキ關係ナカリシトノ理由ノ下ニ上告人ノ抗弁ヲ排斥シ去リタルハ釈明権不行使ノ不法アルヲ免レス」(同第二点に対する判断)

[2-32] 「然レトモ第一争点ニ関スル所論原判決ハ文字妥当ヲ欠クノ嫌アレトモ上告人(控訴人)ニ於テ被上告人(被控訴人)カ上告銀行ノ取締役ヲ退任シタル当

時即大正七年一月十日ノ現在ニ於テ上告銀行ノ財産トシテ被上告人ヨリ後任取締役ニ引継クヘカリシ現金ニシテ之カ引渡ヲ為ササリシ金二千九百九十二円存在シタル事実ヲ主張シ其ノ引渡ヲ求メタルニ対シ被上告人ハ同人カ取締役就任ノ当時既ニ銀行財産中ニ金額六千二百十九円二十銭ニ相当スル不足分アリ右不足ハ訴外Aニ於テ補填スヘキ義務アル所同人ハ被上告人カ取締役在任中内金三千二百二十二円三銭七厘ヲ補填シタルノミニテ其ノ余ヲ補填セサリシヲ以テ被上告人カ取締役ヲ退任スル際上告銀行ニ上告人主張ノ如キ現金存在セス故ニ其ノ引渡ヲ為スヘキ義務ナシト抗弁シ原院ハ右抗弁ヲ採用シテ上告人ノ請求ヲ排斥スヘキモノト判断シタルコト原審記録並ニ原判決ニ依リ明カナレハ原院ハ上告人ノ主張ヲ誤解シタルモノニアラス其ノ他原判決ニ所論ノ違法アルコトナケレハ本論旨ハ理由ナシ」（同第三点に対する判断）

「按スルニ原判決ハ第二争点ニ付所論各証拠ヲ綜合シテ明治四十三年一月十五日現在ニ於テ前々取締役B生存中ノ貸付行為ニヨリ取立困難ニ属スル分元金一万三千六百十三円九十四銭利息三千八百八十五円一銭合計金一万七千四百九十八円九十五銭ノ債権証書存在シタルモ被上告人カ取締役就任後（明治四十五年一月二十五日就任セルコト当事者間ニ争ヒナシ）取締役監査役ト協議ノ上内金一万円余ヲ取立テテ回収シ残額五千五百二十一円三十銭ハ欠損ト看做シ大正五年八、九月頃株主總會ノ決議ヲ經キノ後被上告人カ退任シテ後任取締役ニ事務引継ヲ為スニ際シ右事実ヲ明示シタルヲ以テ被上告人抗弁ノ如ク同人カ取締役トシテ右認定ノ如キ処置ヲ採リタル以上ハ其ノ任務ヲ怠リタルモノト云フヲ得スト判示シ上告人ノ此ノ部分ニ関スル請求ヲ排斥シタリ而シテ叙上元金利息及合計ノ数額ハ綜合証拠中乙第四号証ニ其ノ記載アルニヨリ之ニ依拠シタルモノナルヘキモ同証ハ貸付金欠損調査簿ト題スル記帳ニシテ明治四十四年三月三十一日及大正四年十二月三十一日ノ調査ヲ經テ作成セラレタルコト並ニ前示金額中ニハ明治四十三年一月十五日以降ノ貸付金ヲ包含スルコト其ノ記載ニヨリ之ヲ知ルヲ得ヘシ果シテ然ラハ同証ニ依リテハ明治四十三年一月十五日ノ現在ニ於テ判示ノ如キ元金利息及合計金カ存在シタル事実ヲ認ムルヲ得サルモノト云ハサルヘカラス而シテ他ニ綜合証拠中之ヲ認ムヘキ資料アルコトナキハ記録ニ徴シ明白ナレハ原判決ハ所論ノ如ク証拠ニ依ラスシテ事実ヲ認定シタル違法アルニ帰シ第二点論旨ノ（一）ハ其ノ理由アリ原判決中第二争点ニ関スル部分ハ破毀ヲ免レス」（同第二点に対する判断。他は、上告論旨で主張されているのは原審の専権に属する事実認定等に対する批難であり上告理由として不合法であるなどとしてこれを排斥するものであるため、紹介を省略する。以下、紹介を省略するのは、特に断りのない限り、同様の理由によるものである。）

[2-38] 「因テ按スルニ原院ニ於テ上告人カ係争不動産ノ明治三十七年四月中ニ於ケル価格ハ四千五百円以上ナレハ其ノ三分ノ一ニモ充タサル千四百九十円ヲ以テ該不動産ヲ単純ニ被告人ニ売渡ス筈ナク仮ニ被告人主張ノ如ク約金三千円ヲ以テ売渡シタルモノトスルモ尚売渡抵当ト認ムルニ非サレハ説明スルコト能ハサル旨ヲ主張シタルコト大正九年十二月十七日付原院口頭弁論調書並大正七年十一月七日付上告人提出ノ準備書面ニ依リテ明確ナリ然ルニ原院カ第四点論旨摘録ノ如ク上告人ニ於テ被告人主張ノ代金額即約三千円ニテ該不動産ヲ単純ニ被告人ニ売渡ス筈ナシトノミ主張スルモノノ如ク解シ判断ヲ与ヘタルハ上告人ノ主張ヲ誤解シタルカ若ハ其ノ主張ニ対シ判断セサル理由不備ノ不法アル判決ニシテ破毀スヘキモノトス」(上告理由第三・四点に対する判断)

[2-45] 「仍テ訴訟記録ヲ調査スルニ第一審口頭弁論調書ニハ被告人ハ上告人ノ過失即不法行為ニ因リ損害ヲ被リタルヲ以テ本訴ニ於テ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スル次第ナリト釈明シタル旨記載シアリテ尚第一審及原審ノ各口頭弁論調書並ニ各判決ノ事実摘示ニ依レハ被告人カ第一審及原審ニ於テ本訴請求ノ原因トシテ主張シタル所ハ要スルニ訴外Aカ其ノ代理人ヲシテ自己ノ権利ニ属スル本件郵便為替金ノ払渡方ヲ当該郵便局ニ請求セシメタル処同局係員ハ該為替証書ヲ受取りナカラ適当ノ調査ヲ怠リ過テ該金員ヲ受領ノ権限ナキ他人ニ交付シタルモノニシテ即Aハ右局員ノ過失ニ因リ該為替金ニ相当スル金額ノ損害ヲ被リタルモノナレハ同局員ノ使用主タル上告人ニ其ノ損害賠償ノ責任アリ被告人ハAヨリ其ノ損害賠償請求權ノ讓渡ヲ受ケタルモノナリト云フニ在ルコト明白ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ本訴ハ結局被告上告人カ上告人ニ対シ不法行為ニ因リテ生シタル損害ノ賠償請求權ヲ有スルコトヲ以テ請求ノ原因トスルモノト謂フヘシ然ルニ原判決ノ理由ニハ右為替金カ当該郵便局係員ヨリ過テ受領ノ権限ナキ他人ニ交付セラレタルハ受領ノ権限アルAノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ基キタルヲ以テ之カ為ニ同人ハ上告人ニ対シ該為替金ノ払渡ヲ請求スル權利ヲ失ヒタルモノニ非ス從テ同人ヨリ其ノ權利ヲ讓受ケタル被告上告人カ本訴請求ヲ為スハ正当ナル旨判示シアリテ其ノ判示ハ本訴請求ノ原因ト全ク異ナリタル右為替金払渡請求權ノ依然存在スルコトヲ以テ本訴請求ヲ是認スルノ理由ト為シタルモノト解セサルヲ得ス而シテ本訴請求ノ当否ヲ決スルニハ其ノ原因トシテ被告上告人ノ主張シタル不法行為ニ基ク損害賠償請求權ノ存否ニ付判決スルコトヲ必要トスルヲ以テ之ヲ欠如セル原判決ハ適法ノ理由ヲ具備セサルモノニシテ違法タルヲ免レス」(上告論旨第一点に対する判断)

[2-52] 「案スルニ上告人(控訴人, 被告)ハ原審ニ於テ乙第二号証ヲ提出シ同号証ハ被控訴人(被告上告人)ニ於テ金四百円ヲ受取り爾後縁組ニ付一切異議ヲ述ヘ

スト約シタルコトヲ立証スルモノニ非シテ此ノ契約ノ存在ニ依リ被控訴人カ本件縁組ノ真正ナルコトヲ認メ居ルコトヲ明ニスルモノナリ從テ此ノ点ハ独立ノ抗弁トセサル旨主張シタルコトハ大正十一年十月二十一日付原審口頭弁論調書ニ依リ明ナリトス然ルニ原審ハ上告人ニ於テ本件縁組ニ付和解契約成立シタルヲ以テ本訴請求ハ失當ナリト抗弁シタルモノト為シ乙第二号証ノ和解契約ハ本来無効ナル養子縁組ニ対シ其ノ無効ヲ主張シ得サラシムルコトヲ内容トスルモノニシテ其ノ効力ヲ生セサルヲ以テ右抗弁ヲ排斥スト判示シタルハ上告人ノ主張ヲ誤解シ乙第二号証ノ立証趣旨ニ付判断ヲ為サザリシ違法アルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ付破毀ヲ免レサレハ爾余ノ論旨ニ対シ説明スルノ要ナシ」（同第三点に対する判断）

【3-13】 「按スルニ被告上告人ハ株式現物ノ売買業者ニシテ大正八年一月二十八日上告人ヨリ株式会社東京株式取引所新株五十株ヲ一株金百六十七円三十七銭ニテ買受ケ同年二月六日同株五十株ヲ一株金百七十二円ニテ買受ケ何レモ買受ノ日ヨリ十五日内ニ被告上告人ノ店舗ニ於テ右代金引換ノ下ニ引渡スヘキ旨ヲ約シタルトコロ上告人ハ右履行期ヲ経過スルモ本訴株券ヲ引渡サズ被告上告人ハ其ノ履行場所タル自己ノ店舗ニ於テ本訴代金ノ支払準備ヲ為シタル上上告人ニ対シテ其ノ引渡ヲ請求シタルモ応セサルニヨリ被告上告人ハ上告人ノ右履行遅滞ニ基キ大正八年六月十六日上告人ニ対シ右代金支払ノ準備完了ヲ通知シタル上同月二十六日迄ニ其ノ履行ヲ為スヘキ旨催告シ若シ右期間内ニ履行ヲ為ササルトキハ本件契約ヲ解除スル旨ノ条件付解除ノ意思表示ヲ為シタルモ上告人ハ其履行ヲ為サザリシコトハ原審ノ確定シタル事実ナリトス而シテ右催告期間ハ本件ノ催告期間トシテ相当ナルヲ以テ本件売買契約何レモ大正八年六月二十六日ノ取引時間ノ終了ト共ニ解除セラレタルモノナルコト明カナリトス去レハ原審カ『本件損害額ハ前頭契約解除當時タル大正八年六月二十六日當時ニ於ケル本件株券ノ時価ヲ標準トシテ算定セサルヲ得ス』ト判示シタルハ洵ニ相当ニシテ此点ニ関スル論旨ハ更ニ其理由ナシ然ルニ原審ハ更ニ進ミテ甲第十五号証ニヨリテ大正八年六月二十六日當時ニ於ケル本件株券ノ時価ヲ一株ニ付金二百九十五円ナリト確定シタリ依テ甲第十五号証ヲ査閲スルニ同証ハ大正八年六月二十八日ノ東京朝日新聞ニシテ大正八年六月二十七日ノ本件株券ノ相場カ金二百九十五円ナルコトヲ記載シアルニ過キスシテ大正八年六月二十六日ニ於ケル右株式ノ相場ヲ記載シアルモノニアラス日々変動アル株式ノ相場ノ如キハ二十七日ノ相場ニ基テ二十六日ノ相場ヲ推知シ得ヘキモノニアラス是ニ由リテ之ヲ觀レハ原審ハ結局証拠ニ基カスシテ本件株券ノ時価ヲ確定シ之ニ基キ上告人ニ不利益ノ判決ヲ為シタルモノニシテ不法タルヲ免レス此点ニ関スル上告論旨ハ理由アリ原判決ハ之ヲ破毀スヘキモノナリトス」（同第二点に対する判断）

[3-17] 「然レトモ上告人主張ノ特約ヲ認ムルニ足ラストスルモ其ノ他ノ主張事實カ真実ナラハ売主タル被上告人ノ買主タル上告人ニ対スル土地所有権移転ノ債務ハ履行不能トナリタルモノニシテ其ノ不能ハ被上告人カ土地ノ上ニ存スル抵当権ヲ消滅セシメサリシニ因ルモノナレハ被上告人ハ之ニ付其ノ責ニ任スルモノト云ハサルヘカラス然ラハ上告人ハ其ノ主張ノ特約ノ有無ニ拘ラス被上告人ニ対シテ土地所有権ノ喪失ノ結果蒙リタル損害ノ賠償ヲ請求シ得ヘキモノナレハ原裁判所ハ上告人主張ノ特約ヲ認メストモ尚進ンテ上告人ノ主張事實ヲ審査シテ其ノ請求ノ当否ヲ判定スヘキモノナルニ原裁判所ハ事茲ニ出テス上告人主張ノ特約ナキノ一事ヲ以テ其ノ請求ヲ棄却シタルハ違法ニシテ原判決ハ全部破毀ヲ免レス」(同第一点に対する判断)

[3-24] 「按スルニ訴外Aノ被上告人(被控訴人)ニ対スル商取引ノ債務ニ付上告人(控訴人)ニ於テ大正二年七月の中根抵当トシテ其ノ所有ノ土地ニ抵当権ヲ設定シタル事實ハ原審ニ於テ当事者間ニ争ナシ而シテ被上告人ハ右債務ノ弁済期ハ当初ノ根抵当設定契約ニヨリ定メラレタル大正七年十二月三十日ナリト主張シナカラ更ニ其ノ提出シタル新乙第二号証ヲ以テ右弁済期前ニAトノ商取引終了シタルニヨリ其ノ終了ノ時ニ於テ期限ハ到来シタリト主張シタルコト記録ニ依リ明白ニシテ畢竟被上告人ノ弁済期ニ関スル主張ハ一定セサルモノト云フヘシ上告人ハ本件ニ於テ時効ノ抗弁ヲ提出シ被上告人ノ請求ヲ争フモノナレハ弁済期ノ何時ナルカハ右抗弁ノ当否ヲ判スルニ付主要ナル関係ヲ有スルモノト云ハサルヘカラス果シテ然ラハ原裁判所ハ此ノ点ニ付被上告人ノ釈明ヲ求メ其ノ主張ヲ明確ニスヘキニ拘ラス事茲ニ出テスシテ漫然右弁済期ハ大正七年十二月三十日ナリト判示シ因テモ上告人ノ右抗弁ヲ排斥シ之ニ敗訴ヲ言渡シタルハ所論ノ如ク失当ニシテ本論旨ハ理由アリ原判決ハ破毀ヲ免レス」(同第一点に対する判断)

[4-30] 「職権ヲ以テ調査スルニ原判決ニ署名シタル判事ノ一人嶋倉弘義ハ原審最終口頭弁論ニ臨席セサルモノナレハ原判決ノ基本タル口頭弁論ニ臨席セサル判事ニ依リテ為サレ民事訴訟法第二百三十二条ノ規定ニ違反シタル不法アルモノナリ」

[4-31] 「仍テ案スルニ上告人カ第一審以来本訴請求ノ原因トシテ主張シタル所ハ上告人ノ先妻Aカ明治十八年中懐妊ノ俣離婚ト為リタル後被上告人ヲ出生シ上告人ノ父母カ其ノ三男トシテ被上告人ヲ入籍セシメタルヨリ被上告人ハ戸籍上ニ於テ上告人ノ弟タル地位ニ在リテ妻ヲ迎ヘ長女ヲ挙ケ明治四十二年中自己ノ希望ニ依リ財産ノ贈与ヲ受ケテ分家ヲ為シ爾來独立ノ生計ヲ営ミ長男二女及三女ヲ挙ケタル処大正九年中他人ヲ介シテ上告人ニ対シ更ニ金員ノ贈与ヲ求メ上告人家ト将来ノ紛擾ヲ根絶センカ為ニ誤レル戸籍訂正ノ上推定家督相続人廃除ノ手續ヲ經由シ該贈与ヲ

受ケテ従前通り分家独立スルコトニ上告人ト協定シ遂ニ上告人ノ長男トシテ家族ト共ニ上告人家ニ入籍スルニ至レリスノ如ク被上告人ハ明治四十二年以來別戸ヲ構ヘ獨立ノ生計ヲ営ミ数人ノ子女ヲ与ケタルモノニシテ上告人家ト互ニ家庭ノ組織習慣ヲ異ニスル關係上両家ヲ円満ナル一団ト為サントスルカ如キハ極メテ困難ナルコトニ屬シ従前通り分家シテ獨立生活ヲ繼續スルハ相互ノ平和維持上希望スル所ニシテ被上告人ノ真意モ亦上告人家ヲ相續セント欲スルモノニ非サレハ民法第九百七十五条末項ノ規定ニ依リ本訴ノ請求ニ及ヒタリト云フニ在ルコト原判決及第一審判決ノ各事實摘示ニ徴シ明白ナリ是ニ由テ之ヲ觀レハ本訴ハ原判示ノ如キ家督相續權放棄ノ契約存在ノ一事又ハ久シク別居ヲ繼續シタルノ一事ヲ以テ推定家督相續人ノ廢除ヲ求ムル別個獨立ノ事由ト為シタルモノニ非スシテ叙上諸般ノ情況ヲ綜合シタル全体ノ事情ヲ以テ其ノ請求ノ原因ト為シタルモノナルヤ知ルヘシ然ルニ原判決ノ理由ニハ唯家督相續權放棄ノ契約存在ノ一事ト久シク別居ヲ繼續シタルノ一事ト各別ニ抽出シテ何レモ推定家督相續人廢除ノ事由ト為ラサル旨判示シアルニ過キスシテ本訴請求ノ原因タル叙上全般ノ事情ニ基キ其ノ請求ノ当否ヲ判断シタル所アルヲ見サレハ原判決ハ結局適法ノ理由ヲ具備セサルモノニ帰シ違法タルヲ免レス」(同第三点に対する判断)

[4-36] 「依テ案スルニ自己ノ作成シタル帳簿ハ相手方ニ於テ其成立ヲ認メサル限り其記載ヲ真実ナリト認ムヘキ資料アルニアラサレハ自己ノ主張事實ヲ証スルノ効力ナキモノナルコト当院判例ノ夙ニ示ストコロナリトス原審ニ於テ被上告人ハ被上告人自身ノ作成ニ係ル利息ノ受取帳ヲ甲第六号証トシテ提出シ上告人ハ之ニ對シ不知ヲ以テ其成立ヲ争ヒタルコトハ原判決事實摘示並ニ原審口頭弁論調査ニ徴シテ明白ニシテ原審ハ右甲第六号証ヲ商業帳簿ナリト認定シ之ヲ以テ判断ノ資料ト為シ被上告人主張ノ債務承認ノ事實ヲ認定シテ被上告人ニ利益ナル判断ヲ為シタルコトハ原判文ニ依リテ明カナリトス然レトモ被上告人カ商人ナルコト並ニ甲第六号証カ商業帳簿ナルコトハ原審ニ於テ被上告人ノ主張セサリシトコロニ係リ従テ何等ノ証拠ナキニ拘ラス原審ハ漫然『被控訴人（被上告人）ノ商業帳簿ト認ムヘキ甲第六号証』ト判示シ之ヲ以テ判断ノ資料ト為シテ被上告人主張ノ事實ヲ認定シタルハ採証ノ法則ニ違背シタル不法アリテ到底破毀ヲ免レサルモノナリ」(同第一点に対する判断)

[4-49] 「職權ヲ以テ調査スルニ上告人カ原審ニ於テ本件ニ付大正九年十一月二十二日受ケタル欠席判決ハ同年十二月九日上告人ノ原審ニ於ケル訴訟代理人Aニ送達セラレ之ニ對スル故障ノ申立ハ同代理人ヨリ同月二十四日ニ提出シタルモノナルコトハ原審記録中ニ存スル送達證書ノ記載及故障申立書ニアル原裁判所宿直領取ノ

印影ニ徴シ明白ナリ上告代理人ハ同年十二月十日ニ右欠席判決ノ送達ヲ受ケタル旨主張スルモ其ノ立証ニ供シタル書証ニハ信ヲ措キ難キヲ以テ右主張ハ之ヲ採用スルコトヲ得ス故ニ右故障ノ申立ハ民事訴訟法第二百五十五条第二項ニ定メタル十四日ノ不変期間經過後ノ提出ニ係ルヲ以テ之ヲ不適法トシテ棄却スヘキモノトス然ルニ原裁判所ハ右故障ノ申立ヲ受理シ新弁論ニ基キ原判決ヲ為シタルハ違法ナルヲ以テ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀スヘキモノトス」

[4-30] は、裁判所のミスが原因となっている。こうした類の判決が公開されないという例が他にも多くあることは、筆者がかつて指摘した通りである<sup>11)</sup>。

[4-36] には先例（下線部）があるため、民集登載が見送られたものと考えられる。

そのほかには公表すべき重要性を含んだ判断は見当たらない。

### 2-1-2-3. 棄却判決

民集不登載判決の中には、既に紹介した [1-17]・[2-30] を除く74件の棄却判決がある。

#### (a) 公開されているもの

公開判決は、[2-43] (法律新聞表題：上告ノ期間ト職権調査) のみだが、重要度の高い、先例となりうるような判断は示されていない。そのため、民集への登載が見送られたものと推測される。

#### (b) 公開されていないもの

二審判決が公開されているものが5件ある。

[1-28] (二審判決の法律新聞表題：登記ノ欠缺ト第三者ニ対スル効力) 「隠居ニ因ル相続ノ開始アリタル為メ不動産物権カ隠居者ヨリ相続人ニ移転スルコトハ論ヲ俟タス則チ論ヲ俟タスト雖這ハ当事者間ニ於テ爾云ヒ得ルノミ相続人カ当該権利ヲ取得シタルコトニ付所要ノ登記無キ限り第三者ニ対シテハ未タ必スシモ右ノ取得ヲ対抗スルヲ得ス権利ハ則チ依然トシテ隠居者ナリ此ノ際此ノ者ヨリ権利ノ移転ヲ受ケタルモノハ即所謂登記ノ欠缺ヲ主張スルニ付正当ノ利益ヲ有スル第三者ナリ是従来当院ノ判例トスル所ナリ援用ノソレハ本件ニ適切ナラス論旨ハ孰レモ結局権利ノ移転アル以上縦令其ノ登記ナキモ亦常ニ何人ニ対シテモ移転アリト云ヒ得サルヘカ

---

11) この点については、さしあたり木村「大審院民事判例集(民集)における判決登載基準について」立命館法学352号(平26)177頁以下参照。

ラスト云フニ帰着シ採用スルニ足ラス」(上告理由第一・二点に対する判断)

[2-56] (同：建具類注文ト代金支払義務) 「然レトモ原判決ノ挙示スル乙第一号証甲第一号証及甲第二号証ニ依レハ上告人（控訴人，被告）等ハ大正八年二月二十三日被上告人（被控訴人，原告）ニ対シ金二千五百円ヲ以テ建具類取付工事ノ注文ヲ為シ其ノ工事完成後代金ノ内払アリ同年五月十九日ニハ尚支払残金八百四十円アリタルコトヲ認ムルニ足ル而シテ同年三月十五日迄ノ内払金ハ二千円ナルコト被上告人自身ノ供述スルコロナルヲ以テ此ノ供述ヲモ参酌スレハ当事者間ノ最初ノ注文代金ハ二千五百円ナルモ途中増工事（此ノ代金三百四十円）ノ注文アリタル結果二千円ノ内払金ヲ控除シテ尚残代金八百四十円ノ存スルモノナルコトヲ認ムルニ足リ原判決モ亦同趣旨ヲ以テ上告人等ニ於テ金八百四十円ノ残代金支払義務ヲ負フモノナリト認メタルモノト解スルヲ得ヘキヲ以テ原判決ニハ上告人所論ノ如キ違法ナク論旨ハ何レモ理由ナシ」(上告論旨第一・二点に対する判断)

「然レトモ原判決ハ上告人等カ本件工事ノ注文者ナルコトヲ認メタルモノナルコトハ其ノ判文上明ナルトコロニシテ原判決ニ上告人等カ菅野傳十郎ノ請負工事ヲ進行スル責任ヲ負ヒタル旨ヲ判示セルハ上告人等カ被上告人ト請負契約ヲ締結スルニ至リタル来歴ヲ叙シタルニ過キス而シテ注文者タル上告人等カ請負人タル被上告人ニ対シテ代金ノ支払ヲ為スヘキ義務ヲ負フコトハ当然ナルヲ以テ菅野傳十郎ハ上告人等トノ關係如何ノ如キハ之ヲ判示スルコトヲ要セス從テ之ヲ判示セサル原判決ハ不法ニ非ス原判決ニハ上告人所論ノ如キ違法ナキヲ以テ論旨ハ理由ナシ」(同第二点に対する判断)

[2-57] (同：地上権ト賃貸借契約書ノ差入) (省略)

[3-15] (同：蓬萊生命ト普通保険約款一四条) 「然レトモ原審口頭弁論調書ニヨルニ上告会社ハ原審ニ於テ被保険人カ契約成立以前ニ日本ヲ出帆シタル事實ヲ争フ旨ヲ陳述シタルニ止リ第一審ニ於テ右ノ事實ヲ認メタルハ錯誤ニ出テタルコトヲ立証シタル形述アルコトナケレハ原判決カ此ノ趣旨ヲ判示シ第一審ニ於ケル自白ノ取消ヲ許容セサリシハ相当ナリ依テ本論旨ハ理由ナシ」(上告論旨第一点に対する判断)

「然レトモ原審カ被保険者西山直好カ大正七年十二月十一日墨西哥ニ渡航シタリト認定シタルハ乙第一号証保険約款第七条ニ被保険者カ外国ニ赴キ云々トアルト同意義ニシテ即被保険者ハ前示年月日ニ墨西哥国ニ向テ日本ヲ出帆シタリトノ趣旨ニ外ナラサルコト其ノ判文上看取スルニ難カラサルニヨリ原判決ハ毫モ所論ノ如キ不法アルモノニアラス依テ本論旨ハ理由ナシ」(同第二点に対する判断)

「然レトモ第一審大正十一年三月七日付ノ口頭弁論調書ニハ被告（上告会社）代

理人ハ原告（被上告人）主張ノ原因事実全部ヲ認ムルトノ記載アリ而シテ原告ハ本訴請求ノ原因トシテ被保険者西山直好ハ大正七年十二月十一日漁夫トシテ墨西哥国ニ渡航シタル事実ヲ主張シタルコト訴状並前記弁論調書ノ記載ニヨリ明瞭ナルヲ以テ上告会社ハ被保険者西山直好カ大正七年十二月十一日即本件保険契約成立以前ニ墨西哥国ニ向テ日本ヲ出帆シタリトノ被上告人ノ主張事実ヲ自白シタルモノナルコト明ナリ尤モ同調書ニハ所論ノ如ク上告会社ニ於テ被保険者カ保険者ニ無断ニテ外国等ニ行キ保険者之ヲ知ラサルトキハ保険契約ハ其ノ効力ヲ失フ旨保険約款第七条ニ規定シ被上告人ハ之ニ反シタルヲ以テ本件請求ハ失当ナリト抗弁シタル旨ノ記載アルト雖此ノ一事ヲ以テ所論ノ如ク上告会社ハ前示被上告人ノ主張事実ヲ争ヒタルモノト謂フヲ得サルニヨリ原審カ右上告会社ノ第一審ニ於ケル陳述ヲ以テ自白トナシ之ニヨリ事実ヲ確定シタルハ相当ナリ依テ本論旨モ亦理由ナシ」（同第三点に対する判断）

〔4-41〕（同：債権ノ消滅ト転付命令ノ効力）「依テ案スルニ原判決ニハ論旨第一点摘載ノ如キ判示アリ其ノ判示ハ上告人所論ノ如ク不法ナレトモ原判決ハ『被控訴人（上告人）ハ大正三年十月申濱田常吉ニ対シ右手形債務ヲ完済シタルヲ以テ本件転付命令ハ無効ナル旨主張スレトモ（中略）被控訴人主張ノ事実ヲ認ムルニ足ル証左ナシ』ト判示シ右手形債務完済ノ事実ヲ認メサルモノニシテ論旨摘載ノ原判示ハ右手形債務カ完済セラレタリトノ仮定ノ下ニ為サレタルニ過キササルニヨリ其ノ不法ハ原判決ニ影響ナキヲ以テ論旨ハ何レモ其ノ理由ナシ」（同第一・三点に対する判断）

「然レトモ原判決ニハ『且当時田中藤三郎カ被控訴人ニ対シ土地売買代金三千七百円ノ債権ヲ有シタルコトハ原審証人望月辨吉原審並当審証人伊東峰吉ノ証言ニヨリテ之ヲ窺知スルニ難カラサルヲ以テ本件差押並転付命令ハ有効ナルモノト謂ハサルヘカラス』ト判示シアリテ原院ハ証拠ニヨリテ売買代金ノ債権ヲ認メタルコト明ナルヲ以テ原判決ニハ上告人所論ノ如キ違法ナク論旨ハ理由ナシ」（同第二点に対する判断）

「然レトモ民事訴訟法第五百九十八条第三項ノ規定ニ依レハ金銭債権ノ差押ハ差押命令ヲ第三者ニ送達シタル時ニ其ノ効力ヲ生スルモノナレハ其ノ送達後第三債務者ヨリ債務者ニ対シテ為シタル弁済ハ之ヲ以テ差押債権者ニ對抗スルコトヲ得サルモノトス然ラハ其ノ送達後上告人ヨリ田中藤三郎ニ対シテ為シタル弁済ノ効力ヲ認メスシテ被上告人ノ本訴請求ヲ是認シタル原判決ハ正当ニシテ論旨ハ理由ナシ」（同第五点に対する判断。他は省略。）

先例（下線部）を援用するものも含め、いずれにも、原判決を維持した大審院の

判断に何ら目新しいところはないようであり、そのため公刊の対象とはならなかったものと思われる。

残りの判決については、以下の5件を紹介しておく。

[2-41] 「然レトモ織物消費税法ニ於テ未納税織物引取承認書ノ添付ナクシテ場  
外移出ヲ禁シ其ノ違反者ヲ処罰スル規定ハ取税ノ目的ヲ達スル為ノ法意ニ出テタル  
モノニシテ之ヲ以テ当業者間ノ取引ヲ無効ト為ス趣旨ニ非サルモノト解スルヲ相当  
トスルノミナラス本件ニ於テ物件授受ノ際右承認書ノ添付ナカリシカ為其ノ取引カ  
無効ナリトノコトハ上告人カ原審ニ於テ之ヲ主張シタルコトナキヲ以テ原審カ此ノ  
点ニ付審理判断ヲ為ササリシハ相当ナリト謂ハサルヘカラス畢竟本論旨ハ孰レモ上  
告人カ右消費税法ノ趣旨ヲ誤リ且原審ニ於テ主張セサリシ事由ヲ捉ヘ来テ原判決ヲ  
論難スルニ過キササルモノニシテ上告ノ理由ト為スニ足ラス」（上告論旨第一点に対  
する判断）

[2-49] 「然レトモ他人ノ不法行為ニヨリ財産権ヲ侵害セラレ之カ損害賠償ヲ請求  
スルニ当リ被害当時ノ価格ヲ以テ損害ノ基本ト為ス場合ニハ其ノ当時ヨリ賠償ヲ受ケル  
迄ノ法定利率ヲモ共ニ損害トシテ賠償ヲ請求スルヲ得ルコト当院判例ノ夙ニ認ムル  
トコロナリ而シテ本件ニ於テ上告人ハ大正八年二月十五六日頃不法ニ被上告人所有ニ  
係ル杉檜二十四本ヲ伐採シ右杉檜ノ当時ノ価格カ金百九十四圓五十五銭ニ相当セシコ  
トハ原審ノ確定シタルトコロナルヲ以テ被上告人ハ上告人ニ対シ右金百九十四圓五十五  
銭並之ニ対スル大正八年二月十五六日以降ノ法定利率ニ依ル損害金ヲ請求スルヲ得  
ヘキコト当然ナリトス原判決モ亦同一理由ニ基キ右ノ範囲内ニ於ケル被上告人ノ請求  
ヲ認容シタル趣旨ナルコト判文上看取スルニ難カラサルヲ以テ所論ノ如キ理由不備ノ  
違法アルコトナク本論旨ハ其ノ理由ナシ」（同第三点に対する判断）

「然レトモ訴訟記録中ニ存スル既成ノ鑑定ノ結果ハ從令当事者ノ援用セサル場合  
ト雖之ヲ參酌シテ判断ノ資料ニ供スルコトヲ得ヘキハ当院判例ノ示ストコロ（大正  
七年オ第八百六十二号大正七年十一月二十八日判決）ナルヲ以テ原審カ当事者ノ援  
用セサル第一審鑑定人Aノ鑑定ノ結果ヲ參酌シテ本訴経界線ヲ確定シテレハトテ所  
論ノ如キ違法アルモノニアラス本論旨モ亦其ノ理由ナシ（同第四点に対する判断）

[3-3] 「然レトモ被上告人ハ原審ニ於テ本件積立金ハ現金ヲ以テ払込シタルモノ  
ナリト主張シ尚仮ニ現金ヲ以テ払込ミタルモノニアラストスルモ手形ヲ以テ払込ミ  
タルモノナリト主張シタルコト明カニシテ斯カル仮定的事実ノ主張ハ請求原因ノ一  
定ヲ妨クルモノニアラサルコト夙ニ当院判例トスル所ナルヲ以テ（大正十年（オ）  
第七百九十一号同年十一月十日大正七年（オ）第二百六十号同年四月十八日明治四十

年(オ)第七十九号同年四月二日当院判決参照) 原院カ右仮定的事実ノ主張ヲ以テ請求原因ノ一定ヲ妨クルモノニアラスト認メ審理判決ヲ為シタルハ不法ニアラス仍テ上告論旨ハ理由ナシ」(同第一点に対する判断)

[3-5] 「然レトモ民事訴訟法第七百五十九条ニ依リ特別ノ事情アリトシテ仮処分ノ取消ヲ許スニハ相当ノ保証ヲ立テシムルヲ以テ足り其ノ保証額ハ仮処分ノ目的物ノ価額ヲ標準トスルヲ普通トスルヲ以テ本件ニ於テ原院カ金四千円ノ保証額ヲ以テ相当ナリト認メタル上ハ本件山林ノ価額カ被告原告主張ノ如ク四千円ナリヤヲ特ニ判示スルノ要ナク原判決ハ相当ニシテ本論旨ハ理由ナシ」(同第四点に対する判断)

[3-9] 「戸籍訂正ノ申請ヲ為スニハ区裁判所ノ許可ヲ得ルヲ要シ戸籍訂正申請ノ委任ニハ許可ヲ得ルコトノ委任ハ包含スレトモ許可ヲ得ルコト自体ハ訂正ノ申請ニ非サルカ故ニ当事者間ノ戸籍訂正申請ノ委任ハ区裁判所ノ許可ヲ得タルコトニ因リテ終了シタルモノト為ス原院ノ見解ハ当ヲ得ス然レトモ原告人カ被告原告人ノ長男Aノ籍ヲ被告原告人ノ戸籍ヨリ抹消スヘキ許可ヲ得テ其ノ手續ヲ為シタルコトハ其ノ主張スル所ナリ其ノ手續ヲ為シタルトハ右許可ニ基キテ戸籍訂正申請ノ結果除籍手續ノ為サレタルコトヲ意味スルモノト解スヘク除籍手續ニシテ為サレタル以上ハ之ト共ニ当然為サルヘキ入籍手續モ完了シAハ既ニBノ籍ニ入りタルヘキ筈ナレハ更ニ入籍ノ申請ヲ為スノ要ナク戸籍訂正申請ノ委任ハ既ニ終了シタルヲ以テ原院カ其ノ終了ヲ認メタルハ結局正当ナリ」(同第一・二点に対する判断)

[2-49]・[3-3] については、判決文中に示されている先例(下線部)があるため、公刊の必要もないと考えられたのだろう。

そのほか、[2-41]は織物消費税法上のある取締規定がそれに反する取引を無効とする趣旨のものではないこと、[3-5]は民事訴訟法759条にいう「保証」額は仮処分ノ目的物ノ価額を標準とすることをそれぞれ示している。[3-9]は、戸籍訂正委任ノ終了に関する原審ノ見解を「当を得ない」とするが、委任が既に終了したという結論は同じであるため、上告を棄却したものである。いずれにも公刊するほどの重要性はないと判断されたのだろう。

## 2-2. 公刊物における判決文の加工とその復元

### 2-2-1. 民集登載判決

民集登載判決のすべてで、原本における「主文」までの事項がすべて削除され、これに代わって新たに「事実」が付け加えられている<sup>12)</sup>。さらに、[1-4]・[1-18]・

---

12) 判決理由の末尾の一文が削除されているものが多いが、この部分は民事訴訟法の適用ノ

[1-21]・[1-24]・[2-40]・[3-16]・[4-46] では判決文の一部が脱落している。脱落部分は、公刊物で確認することができないので、大審院の判断に関する部分のみ以下で紹介しておく。

[1-4] 「然レトモ原判決ハ証拠ニ依リ本件山林売買契約締結ノ際被告二人名ヨリ原告人ニ交付シタル金二百五十円ハ民法ニ所謂手付金ニシテ原告人ノ主張スルカ如キ単純ノ内入金ニ非サル旨ヲ判示シ以テ原告人ノ主張ヲ排斥シタルモノニシテ固ヨリ其権限ノ範囲内ニ於テ適法ニ為シタル契約ノ解釈ニ外ナラサレハ何等違法アルコトナシ左レハ当事者間ニ於テ結納ノ当初ヨリ総代金ノ一部ノ前払ヲ為ス意思ナリシモノナリトノ原告人主張ヲ前提トシ若ハ甲乙各第一号証ニ依レハ其主張ノ如ク判断セサルヘカラサル廉アルモノノ如ク論争シ以テ徒ニ原審カ職権ニ基キ為シタル契約ノ解釈ヲ批難スルモノ過キサレハ採用スルニ足ラサルノミナラス本件訴状中ノ所論記載事項ハ原告人カ第一審ニ於テ事実補充書ヲ以テ訂正ヲ為シ且口頭弁論ノ際特ニ除外シテ陳述ヲ為ササリシモノナルニ拘ラス被告人カ之ヲ自己ノ利益ニ援用シタルノ故ヲ以テ原審カ之ヲ判断ノ資料ニ供シタルハ固ヨリ事実裁判所トシテ之ヲ為スコトヲ妨ケサルモノナレハ違法ト謂フコトヲ得ス」（原告論旨第一点に対する判断）

「然レトモ被告二人等カ残代金支払期限ヲ徒過シ其支払ヲ怠リタル廉アリトスルモ此ノ一事ヲ以テ被告二人等カ解除権ノ放棄ヲ為シタルモノト看做スコトヲ得サルハ多言ヲ俟タサル所ナルヲ以テ原告人カ此点ニ依リ被告二人等ニ於テ解除権ノ放棄ヲ為シタルモノト論スルハ法律上何等ノ根拠ナキモノニシテ從テ其支払期限經過後ニ被告二人等カ為シタル契約解除ノ意思表示ハ当然無効ナルモノノ如ク主張スルハ固ヨリ採ルニ足ラサルノミナラス原判決ハ原告人カ口頭ノ引渡手續ニ依リ被告二人等ニ対シ既ニ引渡ヲ完了シ從テ既ニ本件売買契約ノ履行ニ着手シタルモノナリトノ原告人主張ハ証拠ナキモノトシテ之ヲ否定シ且原告人カ結納当時以後今日ニ至ル迄依然本件地所ノ登記事務ヲ管掌セル岩国区裁判所ノ所在地ニ居住シ何時ニテモ本件売買登記ヲ為シ得ヘキ地位ニ在ルノ事実ト被告二人等カ他人ヲ介シ原告人ニ対シテハ代金支払猶予ヲ求メタリトノ事実ヲ以テ既ニ双方ニ於テ本件売買契約ノ履行ニ着手シタルモノト称スヘキモノナリト為ス原告人ノ主張ハ原告人カ今猶契約当時ノ状態ヲ保持シ若ハ被告二人等カ原告人ニ対シテ代金支払延期ヲ求メタル事実アリト云フニ

---

↘ 条文を摘示するのみであり、判決の理解には影響がない。さらに、すべての民集登載判決には裁判官名の記載がないが、これも判決の理解に影響を与えるものではない。そのため、本稿では、こうした加工については一々取り上げない。

過キサレハ売買契約履行ニ着手シタルモノト謂フコトヲ得サル旨ヲ判示シタルモノナレハ其意義明白ニシテ固ヨリ之ヲ意義不明ト謂フヘキモノニ非ス又代金支払ノ延期ヲ求メタル事実ハ被告等ニ於テ契約ヲ履行スルノ意思アルコトヲ表明シタルモノト謂フニ過キスシテ固ヨリ契約ノ履行ニ着手シタルモノト謂フヘキモノニ非サレハ原判決カ此事実ヲ以テ履行ニ着手シタルモノト謂フヘキモノニアラスト認メテ其主張ヲ排斥シタルハ違法ニ非ス」(同第二点に対する判断)

[1-18] 「然レトモ原院ハ前段論旨ニ対シテ説明シタルカ如キ慣例カ当事者間ニ行ハレ居ルコトヲ認メタルモノニシテ右ノ如キ慣例ハ毫モ不法ニアラサルヲ以テ運送取扱人阿部徳之助カ此ノ如キ慣例ニ依拠シテ本件運送品タル貨物ヲ宮城倉庫ニ寄託シタルハ相当ニシテ同人ニ過失アルモノニアラサルコトヲ判断シタル原判決ハ毫モ理由不備ノ違法アルモノニアラス依テ本論旨ハ其ノ理由ナシ」(同第三点に対する判断)

「然レトモ本件貨物カ競売ニ付セラレタル後本件当事者合意ノ上新甲第一、二号証ノ如ク貨物引換証ヲ更新シタル事実アリタレハトテ之ヲ以テ直ニ被告カ本件損害賠償義務ノ存在ヲ承認シタルモノナリト為スヲ得ス從テ原院カ其ノ一事ヲ以テ『毫モ控訴人(被告)ノ責任ニ消長ヲ来スヘキ理由ナキ』モノト為シタルハ相当ニシテ理由不備ノ違法アルモノニアラス本論旨モ亦其理由ナシ」(同第六点に対する判断。他は省略。)

[1-21] 「然レトモ所論ノ事実ハ全ク原院ノ判決言渡以後ニ発生シタルモノニ係リ本院ニ於テ始メテ主張スルモノナレハ之ヲ以テ被告ノ理由トナスコトヲ得サルモノトス依テ本論旨ハ採ルニ足ラス」(同第二点に対する判断)

[1-24] 「然レトモ差押物件ヲ取得シタル旨ノ公正証書ヲ債権者ニ示シテ其ノ競売延期ヲ求ムル者ハ常ニ必スシモ虚偽ノ事実ヲ構ヘ債権者ヲ害スルモノト即断シ難キヲ以テ斯ル場合ニ処シテ債権者ハ何ラ調査ヲ為サス当然其ノ競売ヲ遂行シ得ル権利アリト謂フヘカラス然ラハ原審カ所論摘録ノ如ク判示シタルハ相当ナルヲ以テ本論旨ハ其ノ理由ナシ」(同第一点に対する判断)

[2-40] 「然レトモ(一)原審ハ甲第三号証ニ依リテ被告カ本訴債務ヲ追認シタルモノト認メ難シト判示シ被告ノ利益ノタメニ同号証ヲ排斥シタルコト判文上明ナレハ被告カ同号証ニ対スル反証トシテ援用シタル証人小林徳太郎ノ証言モ自ラ審査判断セラレタルコト明ニシテ(二)又原審ハ証人三宅みさをノ供述及被控訴本人(被告)ノ供述ハ輕ク措信シ難ク從テ又同人ヨリ聞知シタル所論証人ノ供述モ亦信シ難キ旨ヲ判示シタルモノニシテ単ニ所論証人ノ供述カ伝聞ニ係ルカ故ニ証拠トナスニ足ラストスル判旨ニ非サルコトハ判文上明ナレハ本論旨ハ原判決ノ誤解ニ出

テタルモノニシテ其ノ理由ナシ」（同第一点に対する判断。他は省略。）

[3-16] 「按スルニ原院ハ上告人ニ於テ本件ハ当事者間ノ売買契約ニ関シ大正六年十月一日被告ノ対シ同月五日午前九時下関区裁判所長府出張所ニ出頭シ係争不動産ノ所有権移転登記手續ヲ完了シタル上之カ登記済証ト引換ニ同所ニ於テ代金ノ授受ヲ為スヘキ旨ヲ催告シタル事実ヲ主張シタルモノトシ該催告ハ代金授受ノ場所及時期ニ付当初ノ契約ノ旨趣ヲ変更シタルモノト認メ法律上其ノ効力ヲ生セサルモノト判断シタリ然レトモ原院ニ於ケル上告人ノ弁論ノ全旨趣及証拠調ノ結果ニ徴スレハ上告人ノ叙上原院ニ於ケル主張ノ催告ハ原院ノ認ムルカ如ク爾ク明瞭ナルモノニアラスシテ或ハ代金ノ授受ハ長府出張所ニ於テ為スヘキ旨趣ノモノトモ解セラレ或ハ当初ノ契約ニ従ヒ下関市ニ住所ヲ有スル爾ノ代表者タルイー、エンウワンノ住宅ニ於テ授受スヘキ意義トモ解シ得ラレサルニ非ス果シテ然ラハ原院ハ須ク上告人ヲシテ其ノ旨趣ヲ明瞭ナラシメタル後ニ非サレハ仮ノ其ノ当否ヲ判断スルヲ得サルニモ拘ラス事茲ニ出テス漫然上告人ハ代金授受ノ場所及時期ニ付当初ノ契約ヲ変更シタル催告ヲ為シタル事実ヲ主張シタルモノト認メ該催告ハ法律上其ノ効力ヲ生セサルモノト判断シタルハ不法ニシテ本論旨ハ理由アリ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免レス」（同第一点に対する判断）

[4-46] 「本件手形ノ支払地及支払場所ノ記載カ錯誤ニ出テタルコトハ原判決ノ肯定セサル所ナレハ其ノ錯誤ニ基クコトヲ前提トスル本論旨ノ採ルニ足ラサルハ多言ヲ俟タスシテ明ナリ」（同第三点に対する判断）

一見して明らかのように、以上には民集に登載すべき重要性を含んだ判断は見当たらない。そのため、民集ではこれらの部分が削除されたのだろう。

## 2-2-2. 民集登載判決以外

[1-17] でも以下のように公刊物で削除されている部分があるが、公表すべき重要性を含んだ判断ではない。

[1-17] 「然レトモ甲第一、二号証ハ孰レモ大正五年五月二十日付ニシテ上告人兩名ヨリ被告人ニ宛タル借用証書ニ依リ右両号証ニハ夫々元金七百円及六百五十円並ニ利息八月一分五厘弁済期ハ大正十年三月末ナル旨ノ記載アリテ原審カ叙上ノ借用証書カ真正ニ成立シタルコトヲ認メタルハ即チ同証書ニヨリ元金七百円及六百五十円ニ付前記割合ノ利息及弁済期ノ約定ニテ本件当事者間ニ消費貸借ノ成立シタル事実ヲ認定シタル旨趣ナルコト洵ニ明カナルニヨリ原判決ハ毫モ所論ノ如キ不法アルモノニアラス依テ本論旨ハ理由ナシ」（上告論旨第一点に対する判断）

「然レトモ原審ハ被上告人ニ於テ上告人市十郎ノ同意ヲ得テ組合ヨリ脱退シ組合  
関係ヲ消滅セシムルコトトナリ組合財産ノ清算ヲ為スコトトナリタル際一旦上告人  
市十郎ト約シ既ニ出資シタル金七百円ハ之カ返還ヲ受ケサルコトトナシタルモ其ノ  
後仲人ノ斡旋ニヨリ当事者合意ノ上右契約ヲ解除シ上告人市十郎ヨリ被上告人ニ対  
シ右被上告人ノ出資シタル七百円ト同一金額ノ金員ヲ引渡シ因テ以テ組合財産ノ清  
算ニ代フルコトトナシ而シテ後右上告人市十郎ノ負担シタル金員引渡債務ノ目的タ  
ル金銭ヲ目的トシテ当事者間ニ本件七百円ノ消費貸借ヲ成立セシメタルモノト認定  
シタルモノナレハ原判決ハ毫モ所論ノ如キ不法アルコトナシ依テ本論旨ハ採用セ  
ス」(同第四点に対する判断)

### 2-3. 受命判事の特定とその意義

現段階では、この項で論ずべき判決を見出していない。